

柳津町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

柳津町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、本町の現状・・・・・・・・・・	2
2	目 標・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間・・・・・・・・・・	3
4	対象の範囲・・・・・・・・・・	3
5	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	3
6	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・	5

1 計画の趣旨、本町の現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康を保持で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領が目指す理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

柳津町学校教育構想に掲げる、めざす児童生徒「かしこく、たくましく、意欲をもってやり抜く、やないづっ子」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

柳津町教育委員会は、町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長の実現を目指し、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングの確保に努め、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進める。

(2) 本町の現状

ア 本町では、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

イ これまでの取組として、勤務時間管理の徹底を図ったほか、業務の適正化など、様々な取組を実施した。

ウ こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（月平均）】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26.0時間	7.8%	0%
中学校	月34.3時間	12.9%	0%

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月の時間外在校等時間が45時間以内の割合を計画期間内に100%にする。
- ・ 1年間の時間外在校等時間が360時間以内の割合を計画期間内に100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
- ・ 本来の教育活動（授業・生徒理解等）に十分時間を使えていると肯定的に回答する教育職員を計画期間内に100%にする。
- ・ ストレスチェックの「高ストレス者」割合をゼロにする。
- ・ 毎週一回、ノー残業デーを設定し、定時退勤することを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 対象の範囲

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全てを対象とする。

教育職員：校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手

なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図る。

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 交通安全協会、子ども見守り隊、保護者などによる通学路における交通安全、防犯面での見守り活動を推進する。

◆児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分離」③関係）

- ・ 学校給食費については、町の子育て支援の一環で全額無償化に取り組んでおり、引き続き公会計化を実施する。なお、学校徴収金の種目ごとに公会計化が適切であるか検討を行う。

◆地域学校協働活動（「3分類」④関係）

- ・ 地域学校協働活動推進員を活用し、学校・家庭・地域間の連絡調整等を図ることで、「地域とともにある学校づくり」を促進する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 学校教育アドバイザーを活用して、学校の支援を進めるとともに、必要に応じて首長部局とも連携して弁護士等の専門家を活用すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ 各校にICT支援員を配置することで、GIGAスクール構想により整備したICT機器の設定や授業支援を行う。

◆プールの施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ プールを有しない学校については、町有施設を使用し、施設・設備は町が責任をもって管理することとし、学校への負担を求めないものとする。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 休日の地域部活動については、令和7年度において試行的に開始したが、今後、課題の洗い出し、分析等を経て、令和11年度の完全移行を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、外部コーチの任用により教職員の負担軽減を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築し、実施する。

◆授業準備、その他処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ スクールサポートスタッフを配置し、教育職員が担う事務的な補助や校内環境の維持を担う。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー等の生徒指導関係の校内会議への参加を確保し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、柳津町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる学校医等の医療・スクールソーシャルワーカー等の福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間及び年次有給休暇に係る目標の達成状況については、各校からの報告を受け、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、関係者及び関係機関からの意見等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や行政区等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。